

公益認定制度における会計処理に関する主な規定

1. 公益認定の申請

(1) 公益認定の基準

一般社団・財団法人は公益認定を受けるに際しては以下のような基準を満たすことが必要。

①必要な経理的基礎を有すること（5条2号）

公益法人が、公益法人認定法が求める会計処理を適切に行う能力を備え、将来にわたり安定的かつ継続的に公益目的事業を行えるよう、経理的基礎を有することを義務付けたもの。

②公益目的事業に係る収入が実施に係る適正な費用を超えないこと（5条6号）

公益目的事業は「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」であることから、公益法人は、動員可能な資源を最大限に活用し、無償または低廉な対価を設定することなどによって、受益者の範囲を可能な限り拡大することが求められる。このため、公益目的事業を行うに当たり、その実施に要する適正な費用を償う額を超える収入を得てはならないとしたもの。

③公益目的事業比率が百分の五十以上となると見込まれること（5条8号）

公益法人は「公益目的事業を行うことを主たる目的」（5条1号）としていることから、公益法人が行うすべての活動の規模に占める公益目的事業の規模の割合は少なくとも半分を占めていることが必要である。かかる考え方を具体化した上で、法人の事業規模を測るために指標として、「費用」を採用することとしたもの。

④遊休財産額が公益目的事業に要すべき費用を超えないこと（5条9号）

公益法人が公益目的事業の実施により得た対価等の財産は、公益目的事業のために使用される必要があるが、こうした財産が法人内部に過大に蓄積された場合、本来公益目的事業に使用されるべき財産の死蔵につながり、資金拠出者の意思にも反するものと考えられる。このため、これらの財産が公益目的事業に速やかに使用されるよう、現に使用されていない財産の額（遊休財産額）について、保有可能な上限額を設けることとしたもの。

(2) 申請書

申請時には、定款、事業計画書、収支予算書、財産目録、貸借対照表、報酬等支給基準その他の必要な書類を申請書に添付する必要（7条）。

2. 公益認定後の事業活動における遵守事項

事業活動を行うにあたっては、以下のような事項を遵守する必要。

①公益目的事業に係る収入がその実施に係る適正な費用を超えないこと（14条）

②公益目的事業比率が百分の五十以上であること（15条）

③遊休財産額が公益目的事業に要すべき費用を超えないこと（16条）

④公益目的事業財産は公益目的事業に使用、処分すること（18条）

公益法人が公益目的事業の実施により得た対価等の財産は、公益目的事業のために使用、処分される必要があることから義務付けたもの。

⑤収益事業等は収益事業等毎に区分経理すること（19条）

公益法人は収益事業等の収益の一定割合を公益目的事業のために使用しなければならないが、これを確保するため、収益事業等に関する会計は、公益目的事業に関する会計から区分し、収益事業等ごとに特別の会計として経理することとしたもの。

⑥財産目録等を事務所に備え置き、閲覧に供すること（21条）

3. 公益認定の取消時の処理

公益法人が公益目的事業の実施により得た対価等の財産は、公益目的事業のために使用されることが求められることから、これらの財産が認定取消後も公益的な事業のために使用、処分されることを確保するため、認定取消時の公益目的取得財産残額を他の公益法人等に贈与することを公益法人に義務付けたもの（第30条）。